

### 信用金庫再編を巡る最近の動き

金融機関にとって厳しい経営環境が続く中、信用金庫を含む地域金融機関は合併によって効率性や収益性を向上させ、財務の健全性を高めるべき、とする議論が出ている。

本稿では、地域金融機関のうち信用金庫に焦点をあて、合併を巡る最近の動きについて整理・検討したい。

#### 1. 合併論議の背景

信用金庫をはじめとする地域金融機関の合併が話題になる機会が増えているが、その背景として、以下のような点が考えられる。

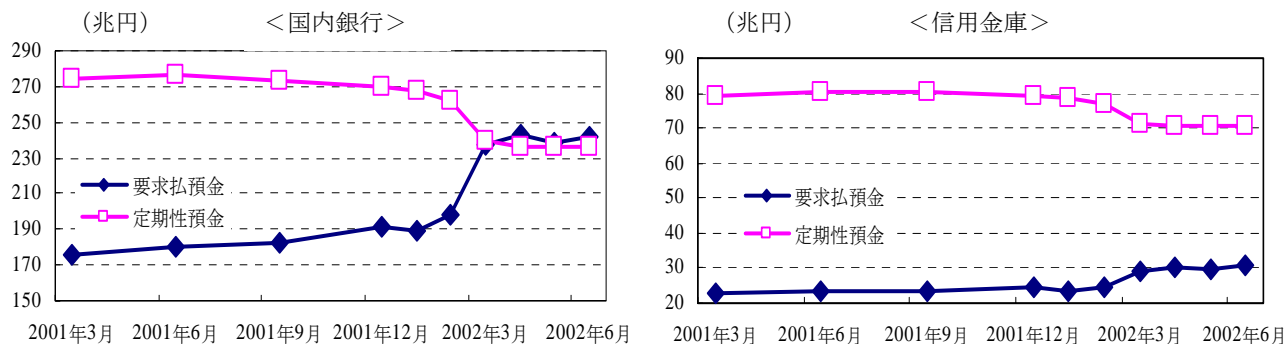
まず、わが国の金融機関を取り巻く環境が、資産価額の低迷をはじめとして相変わらず厳しく、金融機関の財務体質改善が充分でない中、2003年4月にはペイオフが全面的に解禁される予定となっていた点が挙げられる。

図表1は、2002年4月の決済性預金を除くペイオフ凍結解除前後における国内銀行、及び信用金庫の要求払預金、定期性預金の残高推移である。これを見ると、2001年末から2002年度末の短期間に、定期性預金から要求払預金への資金シフトが急激に発生したことがわかる。その様子を、2001年9月末と2002年3月末の都市銀行、地方銀行、第二地銀、及び信用金庫の預金内容を比較した図表2によって詳細に見てみると、①4業態とも預金の払戻保証額の上限である1000万円以上の定期性預金残高の急減が目立つ一方で、1000万円以上の要求払預金が急増している、②預金総額全体で見た場合、都市銀行や地方銀行に資金が流入した（都市銀行が約18兆円、地方銀行が約3兆円の資金流入、第二地銀が約1兆円、信用金庫が約2.7兆円の資金流出）事がわかる<sup>1</sup>。

利子の付かない決済性預金を除くペイオフの全面的な解禁は、2005年4月まで延期される方向である。2002年度末に大量に積み上がった普通預金が、このまま2005年3月まで滞留し続けるかどうかを予測することは困難であるが、全面解禁される場合と比較して、規模やスピードは緩やかになるものの、金利の極めて低い普通預金から、財務体質が強固とされる金融機関の定期預金等へと資金流出する可能性が無くなったわけではない。

<sup>1</sup> 同じ時期の個人金融資産についての詳しい動向は、銭谷馨「ペイオフ凍結解除前後の個人金融資産動向」『資本市場クォーターリー』2002年夏号参照。

図表1 要求払預金及び定期性預金の残高推移（末残）



(注1) 一般法人・個人・法人の合計。金融機関預金や政府関係預り金を含まない。  
 (注2) 国内銀行は、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信託銀行（銀行勘定）、長期信用銀行の合計  
 (出所) 金融経済統計月報のデータより野村総合研究所作成

図表2 銀行形態別預金動向

	都市銀行				地方銀行			
	預金総額 1,000万円未満		預金総額 1,000万円以上		預金総額 1,000万円未満		預金総額 1,000万円以上	
	要求払預金	定期性預金	要求払預金	定期性預金	要求払預金	定期性預金	要求払預金	定期性預金
2001.9	381,617	429,629	628,124	543,427	375,202	659,256	280,841	443,570
2002.3	418,491	421,362	905,193	421,205	408,318	647,115	413,734	320,403
差額	36874	△ 8267	277069	△ 122222	33116	△ 12141	132893	△ 123167
増減率(%)	9.7	△ 1.9	44.1	△ 22.5	8.8	△ 1.8	47.3	△ 27.8
資金流入額					183454		30701	

	第二地銀				信用金庫			
	預金総額 1,000万円未満		預金総額 1,000万円以上		預金総額 1,000万円未満		預金総額 1,000万円以上	
	要求払預金	定期性預金	要求払預金	定期性預金	要求払預金	定期性預金	要求払預金	定期性預金
2001.9	96,563	246,625	63,916	159,019	164,924	566,083	71,467	245,559
2002.3	104,937	238,984	103,967	107,857	178,645	550,377	119,191	172,970
差額	8374	△ 7641	40051	△ 51162	13721	△ 15706	47724	△ 72589
増減率(%)	8.7	△ 3.1	62.7	△ 32.2	8.3	△ 2.8	66.8	△ 29.6
資金流入額					△ 10378		△ 26850	

(単位は全て億円)

(出所) 日本銀行「預金者別預金（金額階層別）」より野村総合研究所作成

また、都市銀行や地方銀行などとの競争が今後一層激しくなると予想されるが、これらの他業態と比較した場合、信用金庫は（平均で見ても）貸出金利回りや資金運用利回りが高い一方で、経費率が高く、総資金利鞘が小さい状況にあり（図表3、図表4）、経営基盤の強化は急務であると言える。加えて、地方都市での中小企業の業況が概して厳しい中、エリア内の取引先が減少している信用金庫もあることなどから、経営効率の改善や営業基盤の拡充等を図るべく、合併が検討される機会が今後増える可能性がある。

そのほか、合併によって規模を拡大しておくことで、万が一破綻しても、預金保険法第102条に定められた「地域の信用秩序に極めて重大な支障をきたす恐れがある」と認められ、預金全額保護の対象となる可能性が高まるといった指摘もある。

なお、わが国の金融機関数を過剰であるとし、過当な競争が銀行経営の安定を損ねているとする「オーババンキング論」が指摘される事がある。しかしながら、地域差はあるものの、わが国の金融機関の数が、米国等と比較して過剰というわけでは必ずしもない。したがって、地域性を加味せず、金融機関数の削減のみを主眼として合併を唱えることの意味については改めて検討の必要があろう<sup>2</sup>。

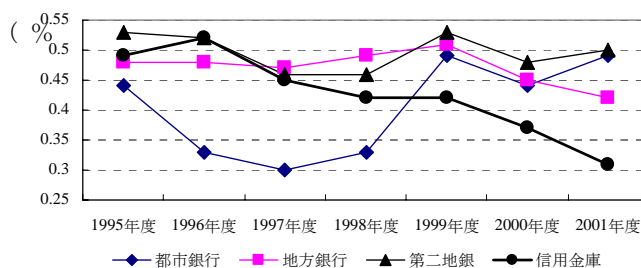
図表3 経費率等の4業態間比較

	都市銀行		地方銀行		第二地銀		信用金庫	
	2001年度	2000年度	2001年度	2000年度	2001年度	2000年度	2001年度	2000年度
資金調達原価率	1.04%	1.24%	1.50%	1.64%	1.72%	1.87%	1.79%	1.97%
経費率	1.02%	1.06%	1.34%	1.38%	1.54%	1.59%	1.56%	1.62%
資金運用利回り	1.53%	1.68%	1.92%	2.09%	2.22%	2.33%	2.10%	2.34%
貸出金利回り	1.81%	1.95%	2.23%	2.33%	2.62%	2.67%	2.75%	2.87%
総資金利鞘	0.49%	0.44%	0.42%	0.45%	0.50%	0.46%	0.31%	0.37%

(注) 都市銀行は国内店舗による円建取引

(出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務諸表」のデータより野村総合研究所作成

図表4 総資金利鞘の推移



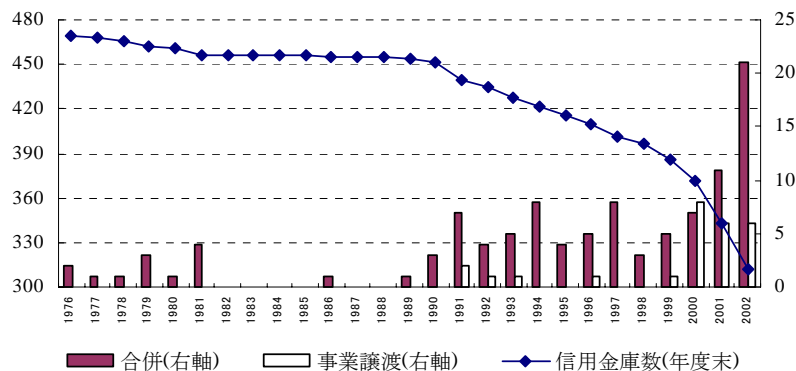
(出所) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務諸表」のデータより野村総合研究所作成

<sup>2</sup> 淵田康之「金融の将来ビジョンを考える」『資本市場クォーターリー』2002年夏号参照。

## 2. 信用金庫の破綻処理

信用金庫の合併等は1980年代にはあまり事例がなかったが、1990年代に入ると活発に行われるようになり、1989年度末時点には454金庫あった信用金庫数は、2001年度末には343金庫にまで減少している（図表5参照）。

図表5 信用金庫数と再編件数の推移



(注1) 横軸の西暦は年度表示。なお、2002年度分のデータについては2002年度予定分及び2003年度予定の4件の合併を含む。

(注2) 事業譲渡には解体等、合併以外の再編を含む。

(出所) 金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務諸表」のデータより野村総合研究所作成

1990年代に合併等が増加した背景としては、バブル崩壊後の景気低迷に加えて、預金金利の自由化<sup>3</sup>の進展や、都市部を中心に都市銀行を含む他業態との競争が激化したことなど、信用金庫業界の経営環境が厳しくなった点が挙げられる。こうした中、健全な信用金庫同士が戦略的に合併を行うことで、経営基盤の強化を図る動き多く見られるようになった。しかしそれ以上に、経営難に陥る信用金庫が増加した結果、救済を目的として合併が実施されるケースが急増したことが大きいと考えられる。

### 1) 相互援助制度

かつての信用金庫の救済は、信用金庫業界内部で処理することを基本としていた。すなわち、解散という形で破綻を表面化させることなく、体力のある近隣の信用金庫が救済合併する方法によって処理されてきた。また、救済にあたって資金援助が必要な場合には、業界のセーフティーネットであった相互援助制度による資金の援助を利用し、他の業態のように預金保険機構の資金援助を受けて破綻処理することを極力回避してきた。したがって、不祥事により経営が悪化し、三和銀行によって吸収された東洋信用金庫のケース(1992

<sup>3</sup> 1993年6月には定期預金金利、1994年10月には当座預金金利を除く流動性預金金利及び定期積金の金利が自由化された。

年) や、地域経済の低迷を背景に経営難に陥った釜石信用金庫が解体されたケース(1993年)を除くと、破綻状態に陥った信用金庫の救済処理に際して、預金保険機構による資金援助が利用されることはなかった(図表6参照)。

相互援助制度(2002年3月末で廃止)は、「信用金庫等があらかじめ相互援助のための財源を確保すること等により、経営危機に陥った信用金庫の合併等に対し資金援助を行う」制度であり、各信用金庫が、原則預金量に応じて<sup>4</sup>定期預金(相互援助預金)を全国信用金庫連合会(現在の信金中央金庫、以下全信連)に預け入れ、全信連がそれを各信用金庫に預け返す方式となっていた。そして、全信連への預入金利と各信用金庫への預替金利との金利差相当額が各信用金庫による負担分となり、これに全信連の負担分を加えた資金を相互援助資金制度の財源としていた<sup>5</sup>。

しかしながら、金融機関の破綻が相次ぐ中、相互援助制度の資金規模では大型の破綻等への対応に限界があることから、相互援助制度よりも財源が大きく、信用金庫業界も負担している預金保険制度を利用すべきであるとする議論が高まった。1996年には、預入金利と預替金利との利ざやを拡大することで相互援助制度の財源を拡充し、破綻等への対応力強化が図られたものの、負担の重い預金保険料<sup>6</sup>と並行して相互援助制度を負担することに対する不満が預金量の多い信用金庫を中心に出てきた。こうしたことから、2000年1月以降に行われた信用金庫の破綻処理においては、預金保険機構による資金援助が利用されるようになった。一方、1999年度以降、2002年3月末に廃止されるまでの相互援助資金制度の役割は、出資金の保護へと制限された<sup>7</sup>。

## 2) 預金保険機構による資金援助

預金保険機構による資金援助は、破綻金融機関からの不良債権等の買い取りや、救済する側の金融機関などへの金銭贈与などを行うことにより、救済合併等を円滑にする仕組みである。預金等全額保護下の信用金庫の破綻処理を目的とした合併は概ね、①不良債権等を整理回収機構(RCC)へ売却し、損失に対して出資金全額を充当する、②それでも債務超過の場合、預金保険機構が資金援助する、③出資金がないと商法上合併できないため、全信連が相互援助制度によって出資金相当額を拠出・肩代わりし、出資者の権利を継続する、といったものである。加えて、救済する信用金庫の自己資本比率向上を目的に、全信

<sup>4</sup> 各信用金庫の前期末残の0.25%を一律に負担する時期もあったが、1996年度以降、全国信用金庫の預金・積金合計額の10%については各金庫の均等割とし、残りの90%を預金・積金量割としていた。

<sup>5</sup> 相互援助制度による資金援助は、この援助財源と信金中央金庫とが一定の割合で拠出することによってなされていた。1998年9月以前は破綻信用金庫の属する地区の信用金庫による負担分が別途あった。

<sup>6</sup> 通常の保険料率引き上げに加えて、預金等全額保護の特例措置に伴う特別保険料の負担により、1996年度の預金保険料率は0.084%(1995年度0.012%)へと引き上げられた。

<sup>7</sup> 2001年度以降は相互援助制度による出資金全額保護を改め、保護対象を最低出資金(5千円~1万円)に限定する形へと変更されたが、特例としての全額保護が続いた。

連による受皿となる信用金庫への劣後ローンの供与なども行われた<sup>8</sup>。

しかしながら、救済する側の信用金庫といえども余裕があるわけではなく、受皿となる信用金庫探しが難航するケースや、合併による救済を拒否するケースが出てきた。こうした事情により、2000年度以降の破綻処理においては、破綻先の職員や店舗の全てを引き継がない、事業譲渡の方式による処理が増加した（図表5参照）。

### 3) 定額保護下の破綻処理

2001年4月に施行となった改正預金保険法では、定額保護下の破綻処理の方法として、資金援助方式と保険金支払方式の二通りを定めている。

資金援助方式は、破綻した金融機関の保険金支払いの対象となる預金等（付保預金）を、受皿となる金融機関（見つからない場合には承継銀行）に移し替え、受皿金融機関の預金とすることによって保護する方法である。付保預金に対応する資産については、破綻後速やかに優良な資産を選別し、受皿金融機関に承継させる。そして、この処理において譲渡する営業が債務超過となる場合、預金保険機構は受皿金融機関等に対して資金援助を行う。一方、譲渡されずに破綻金融機関に残された資産や、付保預金対象外の預金などの負債については、受皿金融機関への移転等がなされることなく倒産手続によって清算され、預金者等は清算配当率に基づいて払い戻しを受けることになる。また、付保預金の移転に伴う優良資産の受皿金融機関への移し替えにより、付保預金の預金者を除く債権者の扱いが不平等にならないよう、預金保険法（第59条の2）では、預金保険機構による破綻金融機関に対する資金援助も可能としている。

一方、保険金支払方式は、付保預金額の範囲内で預金者に直接保険金の支払いを行う方式である。資金援助方式の場合とは異なり、受皿金融機関への営業譲渡などは行われず、破綻金融機関は清算される。

また、いずれの方式であっても、付保預金を超える預金の払戻しには清算手続きが必要となり、長い時間を要すると想定されることから、預金者の利便性を確保する目的で、概算払いの制度が設けられている。この制度では、破産配当見込額等を勘案して算定する概算払率に基づき、預金者からの請求に応じて預金保険機構が預金を買い取ることで、預金者が預金の一部を早期に回収することを可能としている。

どちらの方式でも、保護される預金の範囲は同じである。しかしながら、1999年12月の金融審議会の答申では、破綻処理によって必要となるコストが相対的に少なく、破綻に伴う混乱がより小さいと見込まれる資金援助方式を、保険金支払方式よりも優先して適用す

---

<sup>8</sup> 1998年4月の早期是正措置導入に向けて、1997年には信用金庫等による劣後ローンによる借入れが認められたほか、金融機能早期健全化勘定による公的資金の注入（2002年3月まで）を視野に入れ、2000年には「共同組織金融機関の優先出資に関する法律」（優先出資法）が改正され、信用金庫等の優先出資証券の発行が可能となった。

べきであるとしている<sup>9</sup>。

なお、破綻に際して、内閣総理大臣が「わが国または破綻金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがある」と認める場合には、金融危機対応会議での議を経た上で、預金等の全額保護の措置が講じられることもある。

図表 6 信用金庫破綻に伴う預金保険機構からの資金援助

(単位:億円)

年度	1991~1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
(信用金庫)								
件数		2	0	0	0	2	10	7
金銭贈与額	460	0	0	0	0	406	6933	1000
資産買取額	0	0	0	0	0	212	3340	713
(他業態件数)								
銀行		1	1	1	5	3	4	2
信用組合		3	2	5	6	25	15	28
(総計)								
金銭贈与額	1084	6008	13160	1518	26847	46367	51919	16671
資産買取額	0	0	900	2391	26815	13044	8501	4064

(出所) 平成 13 年度「預金保険機構年報」のデータより野村総合研究所作成

### 3. 金融庁の合併支援策

金融庁は、2002 年 4 月 12 日に公表した「より強固な金融システムの構築に向けた施策について」において、不良債権処理の促進や主要銀行グループへの通年・専担検査の導入等と並び、地域金融機関を念頭とした合併促進策の検討を盛り込んだ。それを受ける形で、2002 年 7 月 10 日には、「地域金融機関を中心とした合併等を促進する施策について」を合併促進のための素案として取りまとめた。この素案では、財務の健全性の確保には収益性の向上が欠かせない事や、政府もその動きを支援する旨を表明した上で、金融機関の合併等による再編を「選択と集中のための経営資源の再配分や、魅力的な金融サービスの提供等を可能とする人材の確保・システムの高度化・最適な経営組織の構築等の契機となり得るものであり、上記の収益性・健全性の更なる強化等を図るための有力な手段である」として、合併等の円滑化のための環境整備や、収益性・健全性の強化を通じ金融システムをより強固なものとするための施策等についての枠組みを公表している。

この素案を受けて、2002 年 8 月 29 日に金融庁は成案である「金融機関の合併促進策について」を取りまとめ、①手続面の環境整備、②税制措置、③資本増強策、④預金保険の付保限度額についての経過措置、⑤その他(システム統合についての支援策についての検討)、について、具体的措置を公表した。

「手続き面の環境整備」については、営業譲渡の際に必要な根抵当権移転手続きを簡素

<sup>9</sup> 金融機関の免許取消や破産の宣告又は解散の決議があった場合、法令によって保険金支払方式のみの適用となる。

化することに加えて、個別債権者に対する催告や取引先への合併通知の免除の特例や、総代会を経ることなく合併契約の承認ができる簡易合併制度の導入<sup>10</sup>、信用金庫の合併時に増えるとされる組合員からの出資証券の買い戻し要請に円滑に対応できるよう、株式会社の自社株消却に相当する信用金庫の処分未済持分の償却制度を導入するなど<sup>11</sup>、共同組織金融機関に特有な制度の見直し等が具体化される見通しとなっている。

「税制措置」については、商業登記・不動産登記に係る登録免許税の軽減や（図表 7）、合併に伴い必要となるシステム投資について、初年度に普通償却限度額と特別償却限度額（30%）の合計額まで償却可能とする特例の導入、金融機関の合併については当事者間の事業規模の違いに関わらず、税務上の簿価引継ぎを認める適格合併等の範囲を拡大する<sup>12</sup>といった措置が、金融庁の 2003 年度「税制改正要望」に織り込まれている。

資本増強策では、5 年程度の時限措置として預金保険機構に合併促進に関する新勘定を設け、合併等により自己資本比率が低下する金融機関への資本注入を行うとしている。金融庁はその資金調達についての政府保証の公的資金枠として、1 兆円を 2003 年度予算の概算要求に盛り込んだ。公的資金の投入は金融機関からの要請が前提とされ、国の関与を抑える目的で議決権が制限された株式などを預金保険機構が引受ける形などを取る。ただし、信用金庫業界については、信金中央金庫が信用金庫に提供する劣後ローンを必要に応じて、証券化商品や信託受益権の形で預金保険機構に売却できる仕組みを採用するといった案がある。また、金融庁は金融機関に収益計画の提出ならびに達成状況の事後点検を課す一方で、1999 年 3 月の金融早期健全化法に基づく大手行への資本注入とは異なり、金融危機回避が目的ではなく、合併促進策は健全な地域金融機関同士が対象となるとして、役員報酬削減や退任といった形での経営責任の追求を厳格に行わない方針である。

④の預金保険の付保限度額については、合併後 1~2 年の経過措置として一金融機関当たり一預金者につき 1000 万円の預金保護の限度額を引き上げ、合併前に預け入れた預金については対象となる金融機関の数だけ 1000 万円ずつ上積みした金額を保護する方針を示した。

これらの金融庁による施策は、政府主導で金融機関の合併を誘導する、あるいは一定の基準を全国的に適用して、業界再編を一気に加速するというよりもむしろ、合併という選択をする金融機関を側面から支援する色合いが強いように思われる。

なお、こうした金融庁の施策のうち、法的な整備が必要な施策については「金融機関等

<sup>10</sup> 信用金庫法第 58 条は「金庫は総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行、他の金庫、信用協同組合若しくは労働金庫に譲り渡すことができる」としている（営業・事業の譲受けについては同条第 2 項で規定）。

<sup>11</sup> 信用金庫法第 16 条では、会員が脱退する場合に譲渡先がない場合、「会員は金庫に対し、定款で定めるところにより（信用金庫施行令第 5 条により、出資総口数の 100 分の 5 に相当する持分が上限と規定。ただし合併に異議のある会員から譲り受ける持分についてはここから除かれる）、その持分を譲り受けるべきことを、請求することができる」としている。同法 21 条は「金庫は、会員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない」とし、第十六条の規定等により譲受の場合であっても「速やかにこれを処分しなければならない（同法第 21 条第 2 項）」としている。

<sup>12</sup> 同時に、連結納税グループへ新規に参加する際には、租税回避の防止を目的に加入銀行の資産を時価で引継ぐ事が原則とされているが、簿価での引継ぎを認めるよう要望している。



組織再編成促進特別措置法案」、及び「預金保険法改正案」として取りまとめられ、2002年10月18日召集の臨時国会に提出される予定となっていたが、与党との調整が難航しており、10月21日現在では未だ提出には至っていない状況にある。

図表7 登録免許税の軽減

	商業登記		不動産登記	
	会社設立増資 (合併・分割)	会社設立の増資	所有権移転(合併)	所有権移転(その他)
本則	0.15%	0.70%	0.60%	5.00%
要望(特例)	<b>0.10%</b>	<b>0.15%</b>	<b>0.30%</b>	<b>3.50%</b>

産業再生法に同様の軽減措置あり。

	不動産登記		
	(根) 抵当権移 転(合併)	(根) 抵当権移転 (営業譲渡)	(根) 抵当権移転(分割)
本則	0.10%	0.20%	0.20%
要望(特例)	<b>非課税</b>	<b>非課税</b>	<b>非課税</b>

(根) 抵当権の移転については、産業再生法上は減免措置が規定されていないが、金融機関の特殊性に鑑み、今回、非課税措置を要望。

(出所) 金融庁「平成15年度税制改正要望項目」より抜粋

#### 4. まとめ

制度面から見ると、信用金庫の合併を円滑にする施策の整備が進展している。しかしながら、新たな施策が打ち出されたからといって、信用金庫の合併が多発するとは考えにくい。なぜなら、本稿で見たようにこうした施策自体が、半ば強制的にでも合併を加速させようという設計になっておらず、また、合併による規模の拡大にメリットを感じていない信用金庫の経営者も少なくないと考えられるからである。

そもそも合併という選択肢にメリットがあるかどうかは、各信用金庫の個別の状況によるところが大きいと思われる。例えば、合併のメリットとされることの多い経営効率の改善について考えてみる。

図表8と図表9は、全国の信用金庫の総資産と、経費率及び人件比率との関係を示している。これを見ると、総資産の規模が大きい信用金庫ほど、経費率や人件費率が低い傾向にあり、特に総資産の規模が5000億円前後に満たない信用金庫の場合には、その傾向が顕著である。また、図表10は、1990年から2000年の間に実際に行われた信用金庫同士の合併等の事例について、合併等が行われた後の経費率などの変化を見たものである。預金全額保護下において多額の資金援助を受けて合併したケースも含んでいるため、合併による効果を純粋に比較した事例ばかりではないものの、経営効率を示すこれらの指標が改善し

ている事例が多いことがわかる。

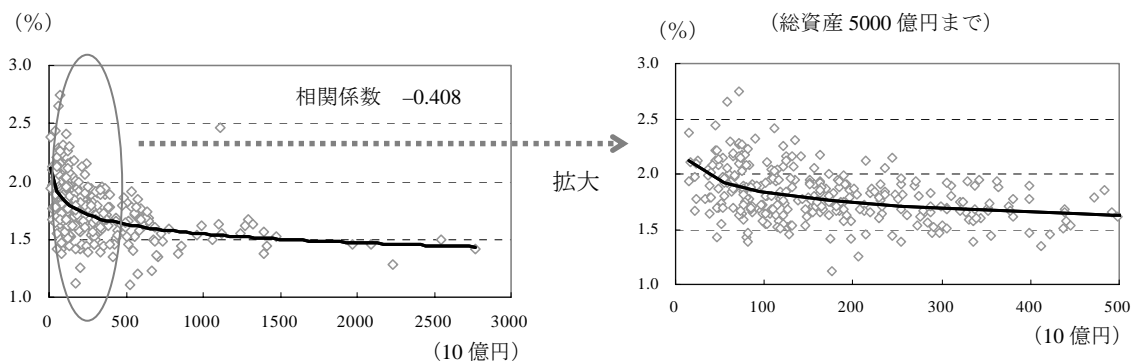
しかしながら、特に地方の信用金庫の中には、営業エリアの棲み分けがなされており、近隣の信用金庫と合併しても店舗等の削減余地が限られてしまう場合も多いと思われる。また、経費率などの定量的な面での改善を目指す時に、職員数の削減によって顧客の利便性が損なわれてしまう可能性等についても個別に検討してみる必要がある。

つまり、信用金庫における合併のメリットを一括して結論付けることは現実的ではなく、合併の判断は、個別の事情を踏まえた上で、それぞれの信用金庫自らによってなされるべきであると考えられる。

一方で、普通預金等を含むペイオフ解禁に備えて、各信用金庫が財務体質の強化に努めることの必要性に疑いの余地はあるまい。しかしながら、財務体質の強くない信用金庫が合併による解決を望んだとしても、自主的に合併に応じる信用金庫は多くないと推測される。財務体質が強固でない信用金庫においては、収益性や経営効率の改善に向けた自助努力が求められると同時に、資本注入等によってそうした動きを支援する仕組みの重要性が大きいと考えられる<sup>13</sup>。

金融庁や信金中央金庫による側面からの支援を視野に入れつつ、収益性や経営効率の向上に向けた、各信用金庫独自の今後の施策が注目される。

図表 8 信用金庫の総資産と経費率(2000年度)



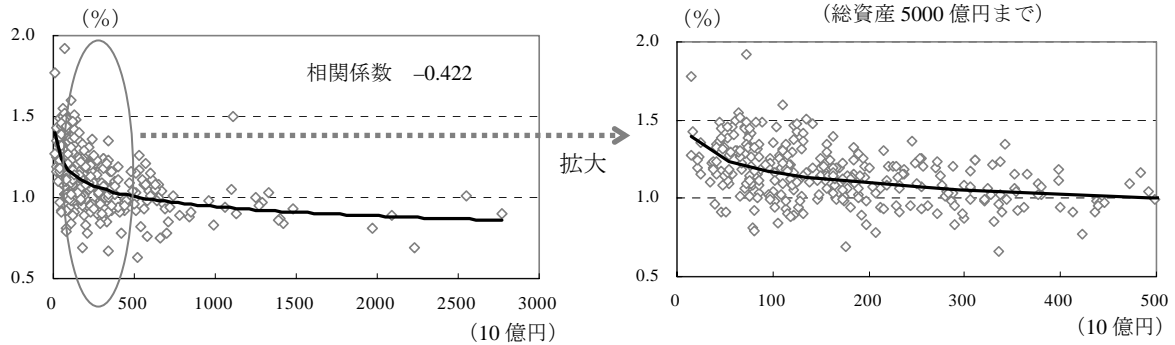
(注 1) 経費率は、営業経費/預金・積金 (1999年末残と2000年末残の平均)

(注 2) 2000年度中に合併等を行った信用金庫およびデータの取得できない信用金庫を除く 352 金

(出所) 金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務諸表」、「ニッキン資料年報」のデータより野村総合研究所作成

<sup>13</sup>信用金庫業界は2001年4月、信用金庫の経営力強化を目的に、「信用金庫経営力強化制度」を創設した。同制度では、「経営分析制度」及びそれに基づく「経営相談制度」と共に、「資本増強制度」を設けている。資本増強制度では、合併等によって自己資本比率が低下する場合や、自己資本比率が4%から6%未満の信用金庫を対象に、経営健全化計画の提出を求めた上で、信金中央金庫が自らの自己資本額の15%を上限に、劣後ローンの供与や優先出資の引受けを行う制度である。

図表9 信用金庫の総資産と人件費率（2000年度）



(注1) 人件費率は、人件費/預金・積金（1999年末残と2000年末残の平均）  
 (注2) 2000年度中に合併等を行った信用金庫及びデータの取得できない信用金庫を除く352金庫が対象  
 (出所) 金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務諸表」、「ニッキン資料年報」のデータより  
 野村総合研究所作成

図表10 合併前後の経費率等の推移（1990年度～2000年度）

	(再編直後)					(3期後)						(再編直後)					(3期後)							
	(手法)	A	B	C	D	E	A	B	C	D		E	(手法)	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E	
1990年度	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1997年度	合併	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	
	合併	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○		合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1991年度	合併	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○		合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合併	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○		合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		合併	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
	合併	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○		合併	○	○	×	○	×	○	○	○	○	×	
	合併	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	1998年度	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合併	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○		合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
1992年度	合併	×	×	○	×	×	○	○	×	○	○	1999年度	合併	○	○	○	○	○	33	36	25	44	41	
	合併	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○		合併	○	○	○	○	×	45件中	→				
	合併	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○		合併	○	○	×	○	○						
	合併	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○		合併	○	○	○	○	○						
1993年度	合併	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	2000年度	合併	○	○	○	○	○						
	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		合併	○	○	○	○	○						
	合併	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		合併	○	○	○	○	○						
	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		合併	○	○	○	○	○						
1994年度	合併	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○		合併	○	○	○	○	○						
	合併	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×		合併	○	○	○	○	×						
	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		合併	○	○	○	○	○						
	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		合併	○	○	○	○	○						
	合併	×	×	○	○	○	○	○	×	○	○		合併	○	○	○	○	○						
1995年度	合併	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○		合併	○	○	○	○	○						
	合併	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○	(注1)	再編直後	：再編が行われた直前の会計期と直後の会計期との比較										
	合併	×	×	×	○	○	×	○	×	○	○		3期後	：再編が行われた直前の会計期と3期後の期との比較										
1996年度	合併	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	(注2)	A	営業経費/預金・積金(期末平均)										
	合併	○	×	○	×	×	○	○	×	○	×		B	人件費/(預金・積金(期末平均))										
	合併	×	×	×	○	○	×	×	×	○	○		C	物件費/(預金・積金(期末平均))										
	合併	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		D	預金・積金(期末平均)/役員員数(期末平均)										
	合併	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○		E	貸出金(期末平均)/役員員数(期末平均)										
	合併	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○	(注3)	ABC	は比率が低下した場合に○印、										
	合併	×	×	×	○	×	×	×	×	○	○		DE	は比率が増加した場合に○印										

(注) データの取得できない一部の事例を除く  
 (出所) 金融図書コンサルタント社「全国信用金庫財務諸表」、「ニッキン資料年報」のデータより  
 野村総合研究所作成

(藤木 宣行)